

申立てに必要な書類等のチェック表①

申立てに必要な書類等のチェック表①

1 申立書類及び費用など

<input type="checkbox"/>	①	申立書(注2) 申立書付票(注2)	家庭裁判所に定型用紙があります。
<input type="checkbox"/>	②	収入印紙800円分	(成年後見又は保佐開始)のみ 800円分 (保佐又は補助開始)+代理権付与 1,600円分 (保佐又は補助開始)+同意権付与 1,600円分 (保佐又は補助開始)+代理権付与+同意権付与 2,400円分
<input type="checkbox"/>	③	収入印紙2,600円分	成年後見等登記をする際の手数料
<input type="checkbox"/>	④	郵便切手 後見: 3,860円分 保佐: 4,490円分 補助: 4,490円分	審理に必要な郵便切手です。次のとおりご提出ください。 後見: 500円×4枚, 82円×15枚, 50円×5枚, 20円×10枚, 10円×15枚, 2円×10枚, 1円×10枚 保佐: 500円×6枚, 82円×10枚, 50円×5枚, 20円×12枚, 10円×15枚, 2円×10枚, 1円×10枚 補助: 500円×6枚, 82円×10枚, 50円×5枚, 20円×12枚, 10円×15枚, 2円×10枚, 1円×10枚
<input type="checkbox"/>	⑤	鑑定費用(鑑定を実施する場合のみ必要)	医師に支払う費用であり、鑑定を実施する場合に振込みをお願いすることになります。通常、上限は10万円です。

2 本人(判断能力が不十分な人)についての書類

	書 類	取寄せ先	備 考
<input type="checkbox"/>	⑥ 戸籍謄本(注1)	本籍地役場	
<input type="checkbox"/>	⑦ 住民票(注1)	住民登録地の市区町村役場	戸籍附票(本籍地役場で発行)でも代用可能です。
<input type="checkbox"/>	⑧ (後見等が)登記されていないことの証明書(注1)	福岡法務局	郵送で申請する場合は、取寄せ先が異なります。(5ページ参照)
<input type="checkbox"/>	⑨ 成年後見用診断書 診断書付票(注1)(注2)	家庭裁判所	かかりつけの医師等に作成してもらってください。
<input type="checkbox"/>	⑩ 本人に関する質問票(注2)	家庭裁判所	記載例(22~24ページ)をご参照ください。本件について同意が得られる親族から、同意書(記載例は25ページ)を記載してもらってください。
<input type="checkbox"/>	⑪ (本人の)財産目録(注2)	家庭裁判所	記載例(28~31ページ)をご参照ください。※必ず写しを保管しておいてください。
<input type="checkbox"/>	⑫ 財産についての資料	家庭裁判所	申立てに必要な書類等のチェック表②(4ページ)をご参照ください。
<input type="checkbox"/>	⑬ 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し	—	手帳をお持ちの場合にのみ、ご提出ください。

3 成年後見人等候補者についての書類

<input type="checkbox"/>	⑭ 住民票(注1)	住民登録地の市区町村役場	戸籍附票(本籍地役場で発行)でも代用可能です。
<input type="checkbox"/>	⑮ 候補者質問票(注2)	家庭裁判所	記載例(26~27ページ)をご参照ください。

(注1) 戸籍謄本や住民票、診断書などは、必ず発行後3か月以内のものをご提出ください。

(注2) 福岡家庭裁判所のウェブサイト内にも書式が掲載されています。

※ 同じ書類は1通で結構です。
審理のために必要な場合には、追加書類の提出をお願いすることがあります。